

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定事業者に対する  
行政処分について

令和7年9月11日  
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定事業者であるレミュー合同会社に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条1項第5号及び第115条の45の9第1項第6号の規定に基づく行政処分を令和7年9月9日付けで行った。

2 対象

(1) 事業者

ア 法人名 レミュー合同会社  
イ 代表者名 代表社員 田中 明美  
ウ 所在地 旭川市住吉6条2丁目4番5号

(2) 事業所

ア 事業所名 ヘルパーステーションレミュー  
イ 所在地 旭川市住吉6条2丁目1番13号住吉5条ハイツ101号室  
ウ サービス種類 訪問介護及び指定相当訪問型サービス  
エ 指定年月日 (訪問介護) 令和6年1月1日  
(指定相当訪問型サービス) 令和6年1月1日

3 処分内容

- (1) 内容 指定の一部の効力の停止（報酬支払額の7割への制限）  
(2) 期間 6月（令和7年10月1日から令和8年3月31日まで）

4 処分の原因となった事実

(1) 人格尊重義務違反

ヘルパーステーションレミューの従業者が、当該事業所の利用者の貯金口座から複数回にわたって無断で現金を引き出し、その現金を私的に使用するという経済的虐待行為を行った。

【根拠法令】

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第77条第1項第5号

(2) 法令違反

指定相当訪問型サービス事業者が一体的に運営する指定訪問介護事業所において、人格尊重義務違反が行われた。

【根拠法令】

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の45の9第1項第6号